

完成検査終了証が発行された自動車及び一時抹消登録等がされた自動車
に係る自動車部品を装着した場合の新規登録等における取扱いについて

国土交通省より、自動車ユーザーの使用形態が一層多様化しており、新規登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は新規検査）及び予備検査(以下「新規登録等」という。)における負担の一層の軽減を図るため、完成検査終了証の発行後、譲渡されてから新規登録等までの間に自動車部品を装着（取替え及び取外しを含む）した自動車の取扱い又は一時抹消登録（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、自動車検査証の返納）後から新規登録等までの間に自動車部品を装着した自動車に対する保安基準適合証の取扱いを保安上後退することができない範囲で見直し、令和8年1月1日から適用する旨、通達がありましたのでお知らせいたします。

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 現状、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。

